# 理事各位

奥州市水沢区字横町 2 番地 1 メイプル内 一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター 理 事 長 小 沢 昌 記

# 提案書

拝啓ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定に基づき、理事会の決議事項 について、下記のとおり提案いたします。

つきましては、下記「提案事項」につき、別紙「同意書」により、来る5月6日までに必着すべくご送付下さいますようお願い申し上げます。

また、社員総会の際に理事の互選がありますので、あらためてその通知を行わないので併せて 別紙「同意書」もご送付お願い申し上げます。

敬具

記

# 社員総会への提案事項

#### 承認事項

承認第1号 平成23年度事業報告の承認について

承認第2号 平成23年度決算の承認について

承認第3号 公益目的支出計画報告の件

#### 決議事項

第1号議案 理事20名選任について

第2号議案 監事2名選任について

# Fax51-1485

平成24年5月6日

一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター

理事長 小 沢 昌 記 殿

住所			

# 同意書

理事

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定に基づき、理事会の決議事項 についての下記提案に対して同意します。

記

#### 社員総会の目的事項

#### 承認事項

承認第1号 平成23年度事業報告の承認について

承認第2号 平成23年度決算の承認について

承認第3号 公益目的支出計画報告の件

決議事項

第1号議案 理事20名選任について

第2号議案 監事2名選任について

#### 理事会に関する召集手続きの省略の同意書

私は、平成24年5月22日開催の定時社員総会において理事(監事)に選任された場合、就任を承諾すること及び新理事、(新)監事による理事会を定時社員総会終結後、直ちに一定の場所で開催することに同意します。

# 監事 各位

奥州市水沢区字横町 2 番地 1 メイプル内 一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター 理 事 長 小 沢 昌 記

# 提案書

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定に基づき、理事会の決議事項について、下記のとおり提案いたします。

つきましては、下記「提案事項」につき、異議の有無を別紙「確認書」に記載の上、来る5月6日までに必着すべくご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

# 社員総会の目的事項

# 承認事項

承認第1号 平成23年度事業報告の承認について

承認第2号 平成23年度決算の承認について

承認第3号 公益目的支出計画報告の件

#### 決議事項

第1号議案 理事20名選任について

第2号議案 監事2名選任について

# Fax51-1485

平成24年5月6日

一般社団法	大儿	旦江均	也区董	力労者	<b>福祉サービスセンター</b>
理事長	小	沢	昌	記	殿

住	所_			
監	事			

#### 確認書

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定により、平成24年4月27日付け提案書にて提案のありました理事会の決議事項について、その異議の有無を下記のとおり確認いたします。

記

私は、平成24年4月27日付け提案書にて提案のありました理事会の決議事項について

1. 異議はありません。

(いずれか一方に 印をしてください。)

2. 異議があります。

(2に 印を付けた方は異議の内容の要旨を記入【必須記入】)

#### 理事会に関する召集手続きの省略の同意書

私は、平成24年5月22日開催の定時社員総会において理事(監事)に選任された場合、就任を承諾すること及び新理事、(新)監事による理事会を定時社員総会終結後、直ちに一定の場所で開催することに同意します。

# みなし決議に関する理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

社員総会の目的事項

承認事項 平成 年度事業報告の承認について 承認事項 平成 年度決算の承認について 承認事項 について

決議事項 理事20名の選任について 決議事項 監事2名の選任について

- 2 決議事項を提案した理事の氏名 代表理事(理事長)
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日 平成 年 月 日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 業務執行理事

平成 年 月 日、理事長 が理事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成 年 月 日18時00分、理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた 事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び同法施行規 則第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成し、定款第35条の定めにより理事長及び監事 が署名押印する。

平成 年 月 日

一般社団法人	
理事長	<u>実</u> 印
監事	
監事	実印